国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程

るその者に係る定年と退職の日におけるそ

号

国立大学	法人東京農工大学職	戦員退職手当規程(16経教規程第40号)の一	部を次のとおり	改正する。	·	
		現行			改正後	備考
国立大学	学法人東京農工大学	職員退職手当規程				
		平成16年4月7日				
		16経教規程第40号				
第1条から第5	5条の2 略		第1条から第	5条の2 略		
(定年前早	期退職者に対する退	眼職手当の基本額に係る特例)	(定年前早	期退職者 <u>及び選択定</u>	年退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)	
第6条 第5	条第1項に規定する	者(25年以上勤続し、任期を終えて退職した	第6条 第5	条第1項に規定する	者(25年以上勤続し、任期を終えて退職した者	
者又は特定派	咸額前俸給月額が一	般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法	又は特定減	額前俸給月額が一般	職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第	
律第95号。	以下「給与法」と	いう。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する	9 5 号。以	下「給与法」という	。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上	
額以上である	る者を除く。)のう	ち、定年に達する日から6月前までに退職した	である者 <u>及</u>	び就業規則第19条	第2項の規定により退職した者を除く。)のうち、	
者であって、	その勤続年数が2	5年以上であり、かつ、その年齢がその者に係	定年に達す	る日から6月前まで	に退職した者であって、その勤続年数が25年以	
る定年から	10年を減じた年齢	以上であるものに対する同項及び前条第 1 項の	上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であ			
規定の適用	こついては、次の表	の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句	るものに対	する同項及び前条第	1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲	
は、それぞれ	れ同表の右欄に掲げ	る字句に読み替えるものとする。	げる規定中	同表の中欄に掲げる	字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み	
			替えるもの	とする。		
読み替える	読み替えられる	読み替える字句	読み替える	読み替えられる	読み替える字句	
規定	字句		規定	字句		
第5条第1	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職	第5条第1	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の	
項		の日において定められているその者に係る	項		日において定められているその者に係る <u>就業</u>	
		定年と退職の日におけるその者の年齢との			規則第19条第1項の定年と退職の日におけ	
		差に相当する年数1年につき退職日俸給月			るその者の年齢との差に相当する年数1年に	
		額に応じて100分の2(退職日俸給月額が			つき退職日俸給月額に応じて100分の2	
		給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当す			(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4	
		る額以上である場合には、100分の1)を			号俸の額に相当する額以上である場合には、	
		乗じて得た額の合計額			100分の1)を乗じて得た額の合計額	
第5条の2	及び特定減額前	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前	第5条の2	及び特定減額前	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸	
第1項第1	俸給月額	俸給月額に退職の日において定められてい	第1項第1	俸給月額	給月額に退職の日において定められているそ	
	1	1	1 1	1	1 1	

号

の者に係る<u>就業規則第19条第1項の</u>定年と

第5条の2 第1項第2 号	退職日俸給月額に、	の者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日
第1項第2		のうち最も遅い日の前日に現に退職した理
号口		由と同一の理由により退職したものとし、か
		つ、その者の同日までの勤続期間及び特定減
		額前俸給月額を基礎として、第3条から前条
		までの規定により計算した場合の退職手当
		の基本額に相当する額

_			
			退職の日におけるその者の年齢との差に相当
			する年数1年につき特定減額前俸給月額に応
			じて100分の2(特定減額前俸給月額が給
			与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額
			以上である場合には、100分の1)を乗じ
			て得た額の合計額
	第5条の2	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の
	第1項第2	に、	日において定められているその者に係る <u>就業</u>
	号		規則第19条第1項の定年と退職の日におけ
			るその者の年齢との差に相当する年数1年に
			つき特定減額前俸給月額に応じて100分の
			2 (特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸
			給表4号俸の額に相当する額以上である場合
			には、100分の1)を乗じて得た額の合計
			額に、
	第5条の2	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日の
	第1項第2		うち最も遅い日の前日に現に退職した理由と
	号口		- 同一の理由により退職したものとし、かつ、
			その者の同日までの勤続期間及び特定減額前
			 俸給月額を基礎として、第3条から前条まで
			の規定により計算した場合の退職手当の基本
			額に相当する額
		l .	I .

2 就業規則第19条第2項の規定により退職した者(退職の日における年齢が満63歳又は64歳である者を除く)に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えられる	読み替える字句
<u>規定</u>	<u>字句</u>	
第3条第1	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の
項、第4条第		日において定められているその者に係る就業

1項	頁及び第		規則第19条第1項の定年と退職の日におけ	
	条第1項		るその者の年齢との差に相当する年数1年に	
			つき退職日俸給月額に応じて100分の2	
			(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4	
			号俸の額に相当する額以上である場合には、	
			100分の1)を乗じて得た額の合計額	
第5:	5条の2 万	ひび特定減額前	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸	
第1]	1 項第 1	奉給月額	給月額に退職の日において定められているそ	
号			の者に係る就業規則第19条第1項の定年と	
			退職の日におけるその者の年齢との差に相当	
			する年数1年につき特定減額前俸給月額に応	
			じて100分の2(特定減額前俸給月額が給	
			与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額	
			以上である場合には、100分の1)を乗じ	
			て得た額の合計額	
第5:	5条の2 退	 	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の	
第13	1 項第 2 に	Ξ,	日において定められているその者に係る就業	
			規則第19条第1項の定年と退職の日におけ	
			るその者の年齢との差に相当する年数1年に	
			つき特定減額前俸給月額に応じて100分の	
			2 (特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸	
			給表4号俸の額に相当する額以上である場合	
			には、100分の1)を乗じて得た額の合計	
			<u>額に、</u>	
第5:	5条の2 前	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日の	
第1]	1 項第 2	_	うち最も遅い日の前日に現に退職した理由と	
号口	<u> </u>		同一の理由により退職したものとし、かつ、	
			その者の同日までの勤続期間及び特定減額前	
			<u>俸給月額を基礎として、第3条から前条まで</u>	
			の規定により計算した場合の退職手当の基本	
			額に相当する額	
	l .	<u></u>		

第6条の2・第6条の3 略

第6条の4 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える	読み替えられ	読み替える字句
規定	る字句	
第6条の2	第3条から第	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	5条まで	
	退職日俸給月	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の
	額	日において定められているその者に係る定年
		と退職の日におけるその者の年齢との差に相
		当する年数1年につき退職日俸給月額に応じ
		て100分の2(退職日俸給月額が給与法の
		指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上で
		ある場合には、100分の1)を乗じて得た
		額の合計額
	これらの	<u>前条</u> の規定により読み替えて適用する第5条
		Ø
第6条の3	第5条の2第	第6条の規定により読み替えて適用する第5
	1項の	条の2第1項の
	同項第2号口	第6条の規定に 読み替えて適用する同項第2
		号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3	特定減額前俸	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額
第1号	給月額	に退職の日において定められているその者に
		係る定年と退職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき特定減額前俸
		給月額に応じて100分の2(特定減額前俸
		給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に
		相当する額以上である場合には、100分の

第6条の2・第6条の3 略

第6条の4 第6条<u>第1項</u>に規定する者に対する前2条の規定の適用については、 次の表の<u>左欄</u>に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の<u>右欄</u>に 掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える	読み替えられる	読み替える字句
規定	字句	
第6条の2	第3条から第5	前条第1項の規定により読み替えて適用する
	条まで	第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の
		日において定められているその者に係る <u>就業</u>
		規則第19条第1項の定年と退職の日におけ
		るその者の年齢との差に相当する年数1年に
		つき退職日俸給月額に応じて100分の2(退
		職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸
		の額に相当する額以上である場合には、100
		分の1)を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条第1項の規定により読み替えて適用する
_		第5条の
第6条の3	第5条の2第1	<u>第6条第1項</u> の規定により読み替えて適用す
	項の	る第5条の2第1項の
	同項第2号口	第6条第1項の規定により読み替えて適用す
		る同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3	特定減額前俸給	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額
第1号	月額	に退職の日において定められているその者に
		係る <u>就業規則第19条第1項の</u> 定年と退職の
		日におけるその者の年齢との差に相当する年
		数1年につき特定減額前俸給月額に応じて1
		00分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指
		定職俸給表4号俸の額に相当する額以上であ
		る場合には、100分の1)を乗じて得た額の

		1)を乗じて得た額の合計額
第6条の3 第2号	特定減額前俸 給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第 1項第2号ロ 及び退職日俸 給月額	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する 同号口に掲げる割合

		合計額
第6条の3	特定減額前俸給	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額
第2号	月額	に退職の日において定められているその者に
		係る <u>就業規則第19条第1項の</u> 定年と退職の
		日におけるその者の年齢との差に相当する年
		数1年につき特定減額前俸給月額に応じて1
		00分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指
		定職俸給表4号俸の額に相当する額以上であ
		る場合には、100分の1)を乗じて得た額の
		合計額
	第5条の2第1	第6条第1項の規定により読み替えて適用す
	項第2号口	る第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日俸給	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に
	月額	退職の日において定められているその者に係
		る <u>就業規則第19条第1項の</u> 定年と退職の日
		におけるその者の年齢との差に相当する年数
		1年につき特定減額前俸給月額に応じて10
		0分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定
		職俸給表4号俸の額に相当する額以上である
		場合には、100分の1)を乗じて得た額の合
		計額
	当該割合	<u>当該第6条第1項</u> の規定により読み替えて適
		用する同号口に掲げる割合

2 第6条第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句 に読み替えるものとする

<u>読み替える</u> <u>読み替えられる</u>		読み替える字句
<u>規定</u>	<u>字句</u>	
第6条の2	第3条から第5	前条第2項の規定により読み替えて適用する

	T	1	
	<u>条まで</u>	<u>第5条</u>	
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の	
		日において定められているその者に係る就業	
		規則第19条第1項の定年と退職の日におけ	
		るその者の年齢との差に相当する年数1年に	
		つき退職日俸給月額に応じて100分の2(退	
		職日俸給月額が給与法の指定職俸給表 4 号俸	
		の額に相当する額以上である場合には、100	
		分の1)を乗じて得た額の合計額	
	これらの	前条第2項の規定により読み替えて適用する	
		第5条の	
第6条の3	第5条の2第1	第6条第2項の規定により読み替えて適用す	
	<u>項の</u>	<u>る第5条の2第1項の</u>	
	同項第2号口	第6条第2項の規定により読み替えて適用す	
		<u>る同項第2号口</u>	
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の	
第6条の3	特定減額前俸給	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額	
<u>第1号</u>	<u>月額</u>	に退職の日において定められているその者に	
		係る就業規程第19条第1項の定年と退職の	
		日におけるその者の年齢との差に相当する年	
		数1年につき特定減額前俸給月額に応じて1	
		00分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指	
		定職俸給表4号俸の額に相当する額以上であ	
		る場合には、100分の1)を乗じて得た額の	
		<u>合計額</u>	
第6条の3	特定減額前俸給	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額	
<u>第2号</u>	<u>月額</u>	に退職の日において定められているその者に	
		係る就業規則第19条第1項の定年と退職の	
		日におけるその者の年齢との差に相当する年	
		数1年につき特定減額前俸給月額に応じて1	
		00分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指	
		定職俸給表4号俸の額に相当する額以上であ	
<u> </u>			

る場合には、100分の1)を乗じて得た額の 合計額 第5条の2第1 第6条第2項の規定により読み替えて適用す 項第2号口 る第5条の2第1項第2号口 及び退職日俸給 並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に 月額 退職の日において定められているその者に係 る就業規則第19条第1項の定年と退職の日 におけるその者の年齢との差に相当する年数 1年につき特定減額前俸給月額に応じて10 0分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定 職俸給表4号俸の額に相当する額以上である 場合には、100分の1)を乗じて得た額の合 計額 当該割合 当該第6条第2項の規定により読み替えて適 用する同号口に掲げる割合

第7条から第19条 略

附 則 略

第7条から第19条 略

附 則 略

附 則(19経規程第16号) この規程は、平成19年4月1日から施行する